

マウンテンリゾートを核とした新潟デスティネーション創出 コンテンツ造成・磨き上げ業務委託仕様書

1 目的及び業務概要

本事業は、妙高エリアにおける大規模リゾート開発を契機に、地域全体のブランド価値を高め、インバウンド旅行者の誘客強化及び地域経済の活性化を図るため、高付加価値旅行者などを主な対象とした周遊型観光コンテンツの造成及び磨き上げを行うものである。

事業実施にあたっては、妙高市内で開業予定のラグジュアリーホテルが重視する価値観や、JNTO 等が整理する高付加価値旅行者の一般的なニーズを踏まえ、旅行者が満足できる水準の体験創出を目指す。そのため、妙高・上越・糸魚川エリアに加え、県内各地域の自然・文化・ものづくり等の地域資源を対象に、県域全体でコンテンツの造成・磨き上げを進める。既存の体験プログラムを基礎としつつ、地元自治体や事業者と連携し、地域の価値を踏まえた造成・掘り起こし・再構築を行い、県域で「テーマ性のある周遊ルート」として体系化する。

また、造成・磨き上げたコンテンツについて、事業終了後も地域で継続的に販売される体制を構築するため、地元事業者等と役割分担を整理し、地域主体で運用できる協働体制を整備するとともに、妙高を起点とした取組を県内他地域へ横展開し、県下全域の観光価値向上につながるデスティネーションとしての基盤整備を進める。

2 委託業務の名称

マウンテンリゾートを核とした新潟デスティネーション創出コンテンツ造成・磨き上げ業務

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

4 委託料の上限額

本事業の委託料の上限額は、20,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

本事業では2テーマを設定することとし、提案内容及び審査結果により、2事業者がそれぞれ1テーマを受託する可能性がある。この場合の委託料の上限額は、1テーマ当たり10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

なお、1テーマのみでの受託が難しい場合は、提案書にその旨を記載するこ

と。

5 委託業務の内容

上記1の目的及び事業概要を踏まえ、以下の業務を企画・提案・実施すること。本業務の実施に必要な事前準備、企画調整、関係者との調整、運営等に係る一切の作業及び費用は、全て本委託に含むものとする。

(1) 市場調査及び地域資源の整理

妙高・上越・糸魚川エリアを中心とした県内の地域資源について、市場性、旅行者の嗜好、季節制約、移動条件等の観点から整理を行うこと。特に、新たに開業する宿泊施設の顧客層・嗜好・行動特性を把握するための調査を行うこと。

また、地元自治体、近隣自治体、観光関連事業者等へのヒアリングを実施し、今後の協働関係の構築を見据えた基礎調査を行うこと。なお、本事業の対象となる旅行者層は、富裕層を含む高付加価値旅行者層及び滞在型・体験志向の旅行者層を主な対象とするものとする。

具体的なターゲット像は、市場調査の結果及びテーマ設定の内容を踏まえ、提案者が適切に設定すること。

(2) テーマ設定及び例示の整理

提案者は、2つの体験造成のテーマを設定するものとする。

また、1テーマにつき2つの例示を必須とする。

- ・ 1例目：テーマに沿った自由なコンテンツ例示（県内全域可）
- ・ 2例目：近隣市（妙高市・上越市・糸魚川市など）を対象とした例示

(3) 体験コンテンツの造成

上記(1)(2)を踏まえ、旅行者にとって魅力的で実施可能性の高い体験コンテンツを造成すること。地域資源の特性整理、ターゲット設定、体験構造の設計、ストーリーラインの構築、実施動線や安全管理の検討等を行い、販売可能な水準に仕上げること。なお、造成するコンテンツ数は「最低4件、かつ、うち1件は新規で掘り起こす」こととし、提案内容に応じて委託者と協議の上決定するものとする。

コア・ターゲットは高付加価値旅行者を想定するが、実際の販売時には、それに限らない幅広い層への対応が求められることから、造成したコンテンツをマス向けにも販売できるような仕立てとすることも想定しており、委託者と協議の上決定する。

また、造成したコンテンツについては、英語化及びターゲット層を踏まえ必要と考える言語への翻訳を行うこと。

さらに、妙高・上越・糸魚川を含む広域的な周遊ルートの構築を行い、ルート全体のストーリーラインを設計すること。

なお、年間を通じての誘客が想定されるが、特にグリーンシーズンを意識した体験コンテンツを優先的に提案すること。地域の自然資源や文化資源を活かし、地域性を踏まえた魅力創出を図るものとする。

造成するコンテンツ数は、委託者と協議の上決定すること。

(4) 造成コンテンツの磨き上げ

造成したコンテンツについて、国内の高付加価値旅行者層やインバウンドに精通したDMC又は海外の旅行会社等を招へいし、評価・検証を行うこと。招へいする事業者は2社以上とする。

提案時には想定される招へい先を例示すること。最終的な招へい先は受託者決定後、委託者と協議の上決定する。

検証にあたっては、写真・動画素材の取得を行い、今後のPR・販売促進に活用できる素材を蓄積すること。

(5) 販売導線の整備

造成したコンテンツの販売導線を整備すること。なお、タリフ作成にあたってのデザイン案を提案に盛り込むこと。

また、タリフ等の販売資料の作成に加え、必要に応じてOTA掲載支援、素材作成、原稿作成等を行い、販売促進に資する取組を実施すること。

さらに、造成したコンテンツが事業終了後も地域で継続的に販売される体制を構築するため、地元事業者等との連携方針を整理し、販売主体や運用方法を含む出口戦略を提案時に示すこと。

(6) 報告書の作成

本業務で実施した内容などを分かりやすく整理し、まとめた報告書を作成して提出すること。業務の実施に際して生じた課題、今後の実施に向けた改善点などあれば、報告書に記載すること。

6 留意事項

(1) 全体事項

本県では、新潟県観光立県推進行動計画において、本県の観光資源に共通する根源的価値を「大地と雪の恩恵」として、ブランドコンセプトをまとめており、業務の実施にあたっては、このコンセプトを理解したうえで、ターゲットに訴求するよう意識すること。

《参考》新潟県観光立県推進行動計画

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kankokikaku/1500029840507.html>

(2) コンテンツの掘り起こし・磨き上げ

ア コンテンツの磨き上げ前後でどのように変化し、どれくらいの付加価値が付いたのか分かるように報告書を作成すること。

イ 磨き上げにかかる国内DMC・海外旅行社招請に関して必要な旅費、宿泊費、コンテンツ体験料、食費等は、全て委託料に含めること。また、アテンド、手配に係る業務は受託者が実施すること。

手配に関しては第三者に再委託することも可とするが、アテンドについては受託者で行うこと。

(3) 販売導線の整備

本事業でタリフ等作成のために撮影した素材（画像・動画）を、新潟県及び新潟インバウンド推進協議会が新潟県の魅力を国内外に紹介する目的で使用する場合は、原則、二次利用可能なものとし、その旨を事前に撮影者に確認し、承諾を得ること。ただし、利用が困難と認められる場合は、委託者と受託者が協議の上、利用の可否等を決定する。

7 KPIの設定

受託者は、本業務の目的達成に向け、適切な KPI を設定すること。KPI は、コンテンツ作成数、コンテンツの評価等、本業務の成果を適切に測定できる指標とし、具体的な数値目標を含めて提案すること。また、事業期間中において KPI の進捗を管理し、達成に向けた改善策を適宜 講じること。

8 成果品（報告書）の納入

(1) 納入期限

令和9年3月19日（金）

(2) 納品場所

新潟インバウンド推進協議会

(3) 納入方法

電子メールによる納入

*様式は任意とするが、視覚的に理解しやすいものと文字説明を組合わせて、大冊とならないように簡潔明瞭にまとめること(A4サイズを基本)。

*併せて、報告書の簡易レポートも A4 サイズでメール提出すること。

9 再委託

原則、業務は委託事業者が実施すること。業務の再委託を行う場合は、あらかじめ新潟県インバウンド推進協議会の承諾を得ること。

10 その他

(1) 本業務の実施にあたっては、委託者の指示に従うこと。

- (2) 業務実施に当たっては、明確な作業スケジュールを提案の上、進捗すること。
- (3) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (4) 本業務により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て委託者に移転するものとする。受託者は、委託者が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (5) 仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上決定する。